

議案第 4 4 号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第7号

専 決 処 分 書

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事
件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田原市都市計画税条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第3項から附則第6項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第9項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第10項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「平成24年度 当該商業地等」を「平成27年度 当該商業地等」に、「平成24年度分」を「平成27年度分」に改め、同項第2号中「平成25年度 当該商業地等」を「平成28年度 当該商業地等」に、「当該住宅用地等」を「当該商業地等」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第3号中「平成26年度 当該商業地等」を「平成29年度 当該商業地等」に、「当該住宅用地等」を「当該商業地等」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田原市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和

25年法律第226号) 附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。